

それって、

優越的地位の濫用 かもしれません！



購入・利用強制

従業員等の派遣の要請



協賛金等の負担の要請



その他経済上の利益の要請

こんなときは…

- 取引に関係のない商品を購入させられた
- 納入した商品の販売促進に直接関係のない売り場の改装や広告のための協賛金を負担させられた
- 取引先の新規オープンセールのために従業員を無償で派遣させられた …など

まずはお近くの
商工会議所・商工会に御相談ください！



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

X @jftc



JapanFTC YouTube JFTCchannel



1 優越的地位の濫用

- 優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上**優越した地位**にある事業者^(注1)が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などにより、**正常な商慣習**^(注2)に照らして**不当に不利益を与える**ことを禁止しています。

- **排除措置命令**や**課徴金納付命令**の対象になります。

(注1)地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮して判断します。

(注2)現に存在する商慣習に合致しているからといって行為が正当化されるとは限りません。



$$\text{優越的地位の濫用} = \text{優越的地位} + \text{正常な商慣習に照らして不当に} + \text{濫用行為}$$

2 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法、取適法等に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

(注3)「**独占禁止法**」、「中小受託取引適正化法(**取適法**[改正下請法])」及び「フリーランス・事業者間取引適正化等法(**フリーランス法**)」が対象となります。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-3
虎ノ門アルセアタワー

- ・優越的地位の濫用・取適法:企業取引課
- ・独占禁止法:相談指導室
- ・フリーランス法:フリーランス取引適正化室

北海道事務所・総務課

東北事務所・総務課

中部事務所・総務課

近畿中国四国事務所・総務課

中国支所・総務課

四国支所・総務課

九州事務所・総務課

内閣府沖縄総合事務局・公正取引課

☎ 011-231-6300

☎ 022-225-7095

☎ 052-961-9421

☎ 06-6941-2173

☎ 082-228-1501

☎ 087-811-1750

☎ 092-431-5881

☎ 098-866-0049



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



こちらも
御覧ください

各種リーフレットを掲載しています。

